

第 6 5 号議案

加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市介護保険条例の一部を改正する条例

加東市介護保険条例（平成 18 年加東市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第65号議案 要旨

加東市介護保険条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

過料を科す対象者を改めること。（第18条関係）

3 施行期日 公布の日

第65号議案 新旧対照表

現 行	新 旧 対 照 表	改 正 案
第18条 市長は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。	第18条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。	第18条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。